

平成 25 年 6 月 定例会（第 311 回）
7 月 5 日

[今井光子議員趣旨弁明](#)

↑（クリックで今井光子議員の趣旨弁明へ移動）

てんかん患者とその家族への支援を求める意見書（案）

平成25年 6月 定例会（第311回）

平成二十五年

第三百十一回定例奈良県議会会議録 第六号

六月

平成二十五年七月五日（金曜日）午後一時三分開議

出席議員（四十四名）

一番 宮木健一	二番 井岡正徳
三番 大国正博	四番 阪口 保
五番 猪奥美里	六番 尾崎充典
七番 藤野良次	八番 太田 敦
九番 小林照代	一〇番 大坪宏通
一一番 田中惟允	一二番 岡 史朗
一三番 畠 真夕美	一四番 浅川清仁
一五番 森山賀文	一六番 宮本次郎
一七番 山村幸穂	一八番 乾 浩之
一九番 松尾勇臣	二〇番 上田 悟
二一番 中野雅史	二二番 神田加津代
二三番 安井宏一	二四番 奥山博康
二五番 荻田義雄	二六番 岩田国夫
二七番 森川喜之	二八番 高柳忠夫
二九番 今井光子	三〇番 和田恵治
三一番 山本進章	三二番 國中憲治
三三番 辻本黎士	三四番 米田忠則
三五番 出口武男	三六番 新谷紘一
三七番 粒谷友示	三八番 秋本登志嗣
三九番 小泉米造	四〇番 中村 昭
四一番 藤本昭広	四二番 山下 力
四三番 梶川虔二	四四番 川口正志

議事日程

一、議第三十九号から議第四十六号、議第四十九号から議第六十号及び報第一号から報第二十二号

一、収用委員会の委員の任命同意

一、委員会提案の追加議案の上程及び同採決

一、特別委員長報告

一、意見書決議

一、議長の辞職及び同選挙

一、副議長の辞職及び同選挙

一、常任委員会及び議会運営委員会の委員長、副委員長及び委員の辞職及び同選任

一、議会運営委員会の閉会中審査事件の上程と同採決

一、特別委員会の設置並びに特別委員会の委員長、副委員長及び委員の選任

一、追加議案の上程及び同採決

一、議員派遣の件

○議長（上田悟） これより本日の会議を開きます。

会議時間を午後十二時まで延長します。

○議長（上田悟） この際、お諮りします。

委員会提案の追加議案の上程及び同採決、意見書決議、議長の辞職及び同選挙、副議長の辞職及び同選挙、常任委員会及び議会運営委員会の委員長、副委員長及び委員の辞職及び同選任、議会運営委員会の閉会中審査事件の上程と同採決、特別委員会の設置並びに特別委員会の委員長、副委員長及び委員の選任、知事提案の追加議案の上程及び同採決、並びに議員派遣の件を本日の日程に追加することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決めます。

○議長（上田悟） 次に、監査委員から現金出納検査結果の報告があり、その写しをお手元に配布しておりますので、ご了承願います。

○議長（上田悟） 次に、議第三十九号から議第四十六号、議第四十九号から議第六十号及び報第一号から報第二十二号を一括議題とします。

まず、所管の委員会に付託しました各議案に対する審査の経過と結果について、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務警察委員長の報告を求めます。――三十五番出口武男議員。

◆三十五番（出口武男） （登壇）総務警察委員会のご報告を申し上げます。

去る七月二日の本会議におきまして、総務警察委員会に付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、七月三日に委員会を開催し、付託されました議案十三件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、議第三十九号中・当委員会所管分及び議第四十九号につきましては、賛成多数をもちまして、また、議第五十号、議第五十四号及び報第二十一号中・当委員会所管分につきましては、全会一致をもちまして、いずれも原案どおり可決または承認することに決しました。

また、報第一号中・当委員会所管分、報第四号、報第二十号及び報第二十二号中・当委員会所管分につきましては、いずれも理事者から詳細な報告を受けたところであります。

以上が、付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、当面する諸問題のうち行財政問題、地域振興対策及び警察行政の充実につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第八項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、総務警察委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（上田悟） 次に、厚生委員長長の報告を求めます。――六番尾崎充典議員。

◆六番（尾崎充典） （登壇）厚生委員会のご報告を申し上げます。

去る七月二日の本会議におきまして、厚生委員会に付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、七月三日に委員会を開催し、付託されました議案八件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、議第三十九号中・当委員会所管分及び議第四十四号につきましては、賛成多数をもちまして、また、議第六十号及び報第二十一号中・当委員会所管分につきましては、全会一致をもちまして、いずれも原案どおり可決または承認することに決しました。

また、報第一号中・当委員会所管分、報第五号、報第六号及び報第二十二号中・当委員会所管分につきましては、いずれも理事者から詳細な報告を受けたところであります。

以上が、付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、当面する諸問題のうち社会福祉及び医療・保健につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第八項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、厚生委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（上田悟） 次に、経済労働委員長長の報告を求めます。――十二番岡史朗議員。

◆十二番（岡史朗） （登壇）経済労働委員会のご報告を申し上げます。

去る七月二日の本会議におきまして、経済労働委員会に付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告申し上げます。

当委員会は、七月三日に委員会を開催し、付託されました議案十七件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、議第三十九号中・当委員会所管分、議第四十号及び議第四十二号につきましては、賛成多数をもちまして、また、議第五十二号、議第五十五号、議第五十八号及び報第二十一号中・当委員会所管分につきましては、全会一致をもちまして、いずれも原案どおり可決または承認することに決しました。

なお、報第一号中・当委員会所管分、報第九号から報第十五号及び報第二十二号中・当委員会所管分につきましては、いずれも理事者から詳細な報告を受けたところであります。

以上が、付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、当面する諸問題のうち最近の経済の動向に対応する県下の農林業並びに商工労働対策につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第八項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、経済労働委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（上田悟） 次に、建設委員長の報告を求めます。――三十三番辻本黎士議員。

◆三十三番（辻本黎士） （登壇）建設委員会のご報告を申し上げます。

去る七月二日の本会議におきまして、建設委員会に付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、七月四日に委員会を開催し、付託されました議案十九件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、議第三十九号中・当委員会所管分、議第四十一号及び議第四十三号につきましては、賛成多数をもちまして、また、議第四十五号、議第五十三号、議第五十五号中・当委員会所管分、議第五十六号、議第五十七号及び議第五十九号につきましては、全会一致をもちまして、いずれも原案どおり可決することに決しました。

また、報第一号中・当委員会所管分、報第二号、報第三号、報第十六号から報第十九号及び報第二十二号中・当委員会所管分につきましては、いずれも理事者から詳細な報告を受けたところであります。

以上が、付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、当面する諸問題のうち土木行政及び水道事業の充実につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第八項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、建設委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（上田悟） 次に、文教くらし委員長の報告を求めます。――七番藤野良次議員。

◆七番（藤野良次） （登壇）文教くらし委員会のご報告を申し上げます。

去る七月二日の本会議におきまして、文教くらし委員会に付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、七月四日に委員会を開催し、付託されました議案三件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、議第三十九号中・当委員会所管分につきましては、賛成多数をもちまして、また、議第四十六号及び議第五十一号につきましては、全会一致をもちまして、いずれも原案どおり可決することに決しました。

また、報第一号中・当委員会所管分、報第七号及び報第八号につきましては、いずれも理事者から詳細な報告を受けたところであります。

以上が、付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、当面する諸問題のうち生活環境行政の充実、並びに学校教育及び社会教育の充実振興につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第八項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、文教くらし委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（上田悟） 次に、委員長報告に対する質疑を省略し、これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、十六番宮本次郎議員に発言を許します。――十六番宮本次郎議員。

◆十六番（宮本次郎） （登壇）日本共産党を代表いたしまして、議第三十九号から議第四十四号並びに議第四十九号について、反対の立場を表明し、討論いたします。

議第三十九号から議第四十四号は、いずれも職員給与の引き下げに関するものに反対をいたします。

現在の長引くデフレ不況は、出口が全く見えず、国民の所得が減り続けていることが大きな問題です。私たち日本共産党は、国民の所得をふやし、消費を温める改革が必要と考えるものです。ところが、アベノミクスなる経済政策はどうでしょうか。大企業と富裕層にばかり富が集中し、国民の所得は全くふえる見通しがありません。これ以上の公務員給与の削減は、民間企業のさらなる賃下げに直結し、県内経済にも大きな打撃となるものです。絶対に認められません。

議第三十九号、平成二十五年度補正予算第二号は、その多くが、国の地域の元気臨時交付金を活用して行われるものです。自治体によっては、この臨時交付金を活用して、小中学校へのクーラー設置や耐震補強工事の完了に結実しているところもあり、本県でも有効な活用を望むものです。その上で、幾つか意見を申し上げます。

県立文化会館前広場のにぎわい創出事業は、コンサルタント会社に設計を委託するものです。現在、この広場は通行する観光客や会館利用者の憩いのスペースとして活用されており、奈良公園の静かな趣のある空間と一体となった落ちついた雰囲気、利用者の高い評価を得ています。今のままで問題はないと考えます。

これまで県が推進してきた県営プール跡地へのホテル誘致や、近鉄奈良駅前の大屋根設置などの設計や建設の経緯を振りかえるならば、この事業が県民の声や思いを無視して進められるのではないかと懸念するものです。

また、近鉄奈良駅から県庁までのイルミネーション設置や興福寺までの空間に土塀を設置する事業などは、奈良らしい静閑な雰囲気損ねることのないよう強く意見を申し上げます。

また、新県営プール施設等整備事業は、PFI手法を導入し、施設の管理運営と一体に整備するもので、安全管理などの公的責任を放棄することに結びつく懸念があります。二〇〇六年七月に埼玉県ふじみ野市で起こったプール事故は記憶に新しく、そのほかにも、指定管理施設の事故が全国で相次いでいます。経営を成り立たせるために人件費を削減するなどし、施設利用者の安全確保に支障を来す事例なども全国で報告をされています。

よって、議第三十九号から議第四十四号に反対いたします。

議第四十九号につきましては、県税条例の一部を改正するものです。東日本大震災からの復興支援として、津波被災区域の固定資産税の課税免除、延滞金の引き下げなど、当然の措置が含まれています。しかし、同時に、この条例改正は金融税制の一体化など、多くの金融資産を持つ資産家ほど税制面の恩恵を受けることになる金持ち優遇を拡大する側面もあり、認められません。

以上、幾つかの論点を申し上げまして、日本共産党の討論といたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（上田悟） これをもって討論を終結します。

これより採決に入ります。

議第三十九号から議第四十四号及び議第四十九号について、起立により採決します。

以上の議案については、各常任委員長報告どおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、以上の議案七件については、各常任委員長報告どおり決しました。

お諮りします。

議第四十五号、議第四十六号、議第五十号から議第六十号及び報第一号から報第二十二号並びに議会閉会中の審査事件については、各常任委員長報告どおり、それぞれ決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認めます。

よって、それぞれ各常任委員長報告どおり決しました。

○議長（上田悟） 次に、議第六十一号を議題とします。

議案については、質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認めます。

本案については、原案に同意することに決して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、本案は、これに同意することに決しました。

○議長（上田悟） 次に、地域交通対策等特別委員長、二十三番安井宏一議員から、議第六十二号「奈良県公共交通条例」の議案が提出されましたので、これを議題とします。

議案はお手元に配布しておりますので、ご了承願います。

地域交通対策等特別委員長、二十三番安井宏一議員に提案理由の説明を求めます。――二十三番安井宏一議員。

◆二十三番（安井宏一） （登壇）ただいま上程されました議第六十二号「奈良県公共交通条例」につきまして、その提案理由を説明させていただきます。

本県において、県民が通勤・通学、買い物、通院等の日常生活及び社会生活を営む上で、公共交通は大変重要な役割を果たしてきました。近年、急速に進展する少子高齢化、人口減少、過疎化、自家用自動車の利用の高まりによる利用者の減少のため、公共交通の維持が困難になりつつあります。このような状況は、今後も継続すると見込まれ、公共交通を利用した移動環境の確保が課題となっています。

公共交通による移動環境の確保の実現に向けた施策の推進のため、地域交通対策等特別委員会において、県内外において調査を行い、有識者からご意見を伺いながら検討を進め、パブリックコメントを実施し、今回「奈良県公共交通条例」を提案するに至ったものであります。

この条例は、公共交通のあり方についての基本理念を定め、県の責務、市町村との連携、公共交通事業者等及び県民の役割を明らかにするとともに、公共交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共交通により円滑な移動を享受できる持続可能な地域社会の実現に寄与することを目的としております。

基本理念といたしまして、公共交通による生活交通を享受できる移動環境の確保は、県民が健康的で文化的な日常生活及び社会生活を営むため必要であることから、必要な施策を総合的かつ計画的に推進することが県の責務であることを規定するとともに、公共交通に関する施策の推進は、県、市町村、公共交通事業者等、県民が、連携し、及び協働しつつ行われなければならないこと、さらに、県の施策の推進に関し基本となる事項として、公共交通基本計画の策定や計画に基づく施策の実施状況の議会への報告といった県の計画に関することを規定しております。

本条例の制定により、本県の公共交通に関する施策が一層進展することを期待するものであります。

議員各位におかれましては、本条例の趣旨をご理解いただき、ご賛同いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（上田悟） お諮りします。

本案については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認めます。

お諮りします。

議第六十二号については、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認めます。

よって、本案については、原案どおり可決されました。

○議長（上田悟） 次に、特別委員会における調査並びに審査の経過と結果について、各特別委員長の報告を求めます。

初めに、広域行政調査特別委員長の報告を求めます。――二番井岡正徳議員。

◆二番（井岡正徳） （登壇）本委員会は、広域行政の調査に関することを所管事項として平成二十三年五月二十日に設置されたものであります。

本委員会における調査の経過及び結果につきましては、お手元に配付されております調査報告書のとおりであります。主なものについて、その概要を申し上げます。

最初に、調査経過について申し上げます。

本委員会は、設置以来二十一回にわたり委員会を開催し、関係部局の説明を聴取するとともに、県内外における取り組みについての調査活動を実施してまいりました。

次に、調査結果の概要について申し上げます。

本委員会は、県域を越えて多様化、高度化する行政課題への対応としての広域行政について、県内の広域行政と県域を越えた広域行政という視点から、県内の広域行政に関すること、関西広域連合に関すること、及び分権時代にふさわしい広域行政のあり方について調査を行い、それぞれについて調査結果をまとめました。

まず、県内の広域行政についてであります。

本県では、市町村又は県による連携と補完などの手法により地域の実情に応じた行政を実現するため、垂直補完、水平補完、県から市町村への権限移譲という三つの手法による県と市町村との新しい地方行政体制、いわゆる奈良モデルの構築を目指してきました。

垂直補完の一例である市町村管理の橋りょうの維持管理に対する技術支援、水平補完の一例である自治体基幹システムの共同化などで成果をあげるとともに、現在は県と市町村

による税の徴収業務の共同化や水道運営の連携、市町村国民健康保険のあり方等の多分野にわたって検討されています。

これらの取り組みは、県と市町村が課題解決に向けて協働する環境をつくり、県が先頭に立って補完、連携の方向を示すものであり、県と市町村との協働によって、住民の視点にたった行政サービスの提供を実現できるものと評価できます。

今後、奈良モデルを推進するに当たっては、市町村の自主性を尊重するとともに、市町村の自立を高める方向で市町村議会をはじめ住民の理解を前提として取り組むこと、行政サービスの向上とともに行政の効率化、合理化の視点に立って、連携、補完の仕組みを構築することを求めます。

奈良県の消防広域化については、地震、台風等の大規模化する災害、高齢化に伴う救急搬送の増加等に的確に対応するための広域消防組合設立に向けた取り組みが進められている中で、施設整備、人的整備が災害時における初動体制や増援体制の充実につながることを求めます。

次に、関西広域連合についてであります。

関西広域連合は、その設立のねらいとして、分権型社会の実現、関西全体の広域行政を担う責任主体づくり、国の出先機関の事務の受け皿づくりを掲げて、平成二十二年十二月に設立され、現在関西二府五県四政令市で構成される地方行政組織であります。

本県は設立当初からの加入は見合わせ、二年半が経過しておりますが、関西広域連合の連携団体として、防災、観光、医療など必要な分野で関西広域連合と密接な連携に取り組んでいます。

関西広域連合は、広域防災、広域観光・文化振興、広域産業振興、広域医療、広域環境保全の五分野について各事業を実施するとともに、資格試験・免許等、広域職員研修の事務に取り組んでいます。また、広域インフラ、節電・エネルギー等新たな広域課題への対応を検討しています。

関西広域連合の取り組みを振り返ってみますと、東日本大震災の支援や節電の要請などに取り組み、設立からこれまで一定の存在感を発揮してきました。

しかし、組織については、構成団体の議会から選ばれた議員が構成団体の代表として市町村を含めた意見を反映できるのか、政令市を含む府県の議員定数はどうあるべきかなど、広域連合が抱える制度上の問題も含め解決すべき課題は多いと思われます。

議論を進めてきた中で、本県が関西広域連合に加入し関西広域連合の課題を解決するために議論に加わることで、関西全体の発展のために奈良県としての存在感を発揮することを求める意見がある一方で、関西広域連合に対する不安や懸念が解決されないことから加入しない県の立場を支持する意見もあり、委員会での議論は収れんせず、加入する、しないのいずれかに意見をまとめることはできませんでした。

国の出先機関の地方移管が進まない中、今後、国においては道州制に関する本格的な議論が始まろうとしています。道州制の仕組みが今後どのようなようになるか現時点では判然とし

ませんが、国における議論が活発化する中で、これまで関西広域連合が取り組んできた都道府県制の存続を前提とする広域行政のあり方が根本からくつがえることにもなりかねません。道州制の議論は、関西広域連合への加入・非加入の判断にも影響を及ぼすことから、本委員会では、将来にわたる関西広域連合への加入を否定することなく、改めて判断すべきと結論づけました。

次に、分権時代にふさわしい広域行政のあり方についてであります。

本委員会では、紀伊半島知事会議、自立と分散で日本を変えるふるさと知事ネットワークの事例を調査し、分権時代にふさわしい広域行政のあり方について議論を行いました。

紀伊半島知事会議の活動については、紀伊半島振興をはじめとする広域的課題を解決するためには、非常に重要なものであり、今後も引き続き、紀伊半島の振興と活性化を図るため、和歌山県、三重県と連携した活動に積極的に取り組まれることを期待します。

ふるさと知事ネットワークは、国への提言活動にとどまらず、ネットワークを構成する県同士が緩やかに連携し、その活動を幅広く展開させながら、地方の自立・発展を目指して取り組んでおり、地方の新しい連携の形態として評価できます。

これまでの地方分権改革によって地方公共団体が担うべき役割が重要となった一方で、社会経済構造が大きく変化し、人口や産業、資金が集中する都市部と、過疎化の進行や地域産業の衰退などの問題が顕在化する地方では、行政課題の乖離が認められます。

厳しい財政状況の中で効率的な行政運営を行い、多様化、高度化する行政需要にこたえるためには、課題に応じて適当なパートナーを選択し、連携することは有益であることから、紀伊半島知事会議、ふるさと知事ネットワークをはじめとした多様な連携を積極的に進め、効果的な行政運営につなげることを求めます。

以上が調査報告書の概要であります。

最後に、本委員会に付託された事項は内容が広範かつ重要であるため、限られた期間において、これを議論し尽くすことは困難を極めました。県内外を含む調査活動に取り組み、本委員会での調査は今定例会をもって終えることとなります。

県行政を取り巻く環境は、地方分権の推進、税収の落ち込みなど厳しい財政状況、少子高齢化や経済のグローバル化など社会経済構造の著しい変化等に伴い、大きな変革の時を迎えています。県当局においては、多様化、高度化するとともに広域化する行政課題に的確に対応するため、必要に応じ、県内や県域を越えた広域行政に取り組まれるよう強く要請するものであります。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（上田悟） 次に、観光振興対策特別委員長の報告を求めます。――四十一番藤本昭広議員。

◆四十一番（藤本昭広） （登壇）本委員会は、ポスト一三〇〇年祭の観光振興に関するについて調査することを目的として平成二十三年五月二十日に設置されたものであります。

本委員会における調査の経過及び結果につきましては、お手元に配付されております調査報告書のとおりであります。主なものについて、その概要を申し上げます。

最初に、調査経過について申し上げます。

本委員会は、設置以来十四回にわたり委員会を開催し、関係部局の説明を聴取するとともに、県内における取り組みなどの調査活動を実施してまいりました。

次に、調査結果の概要について申し上げます。

本委員会は、周遊型観光の推進、奈良公園周辺の整備、記紀・万葉プロジェクトの推進、観光情報の発信、そして、国際交流の促進、以上五つの視点で調査を行ってまいりました。

その調査結果については、県の人口が年々減少している中で、観光振興は、地域活性化の有効な手段となるものであることから、世界遺産をはじめとする歴史文化資源や豊かな自然資源を保存、活用するとともに、平城遷都一三〇〇年祭で培った地域住民等や県内各地の神社仏閣などとの連携の輪を発展させるなど、本県が有する多くの魅力を最大限活用したポスト一三〇〇年祭の観光振興に関することについて、取りまとめることといたしました。

まず、周遊型観光の推進についてであります。

本県の人口は、平成十一年をピークに穏やかな減少傾向が続き、地域の経済活力の低下を招いています。特に、県南部及び東部地域における過疎化、高齢化による地域の経済活力の低下が著しい状況にあります。

今後、地域活力を維持し、高めていくためには、人に来てもらうことが必要となり、いわゆる定住人口の減少を交流人口の増加で補う必要があります。

この交流人口の増加は観光振興の中から生まれてくるものであり、例えば、成功をおさめた平城遷都一三〇〇年祭のようなイベントの開催、東アジア地方政府会合の継続的開催、国連世界観光機関アジア太平洋センターと連携した国際会議などの積極的な誘致により、県内の交流人口の増加を図る必要があります。

県発表による平成二十三年一年間の観光客は前年より二五%減の三千三百三十一万人と平成二十二年に開催された平城遷都一三〇〇年祭の反動や、三月の東日本大震災、九月の紀伊半島大水害の影響も受け、大きく減少しました。また、このうち約九割が日帰り客であり、宿泊客は約二百四十三万人と前年より二四・四%減少しています。いわゆる奈良県観光は通過型観光が多く、交流人口増加のためには、滞在型周遊観光客を増加させなければ、真の観光振興にはなりません。

観光立県として、滞在型周遊観光に向けて、宿泊施設の充実や散在する観光地を効率的につなぐ交通アクセスの整備に努める必要があります。

次に、奈良公園周辺の整備についてであります。

奈良公園周辺においては、奈良公園を中心に、文化財、神社、仏閣、歴史的景観などを観光資源にして発展してきています。そして、奈良公園のもつ自然資源、歴史・文化資源、

公園資源、並びにこれら各資源が融合した独自の風致景観の魅力を守っていくことが非常に求められています。

奈良公園の持つ価値として、我が国でも有数の都市と自然が共生する場所であり、春日山原始林、奈良のシカなど九件の天然記念物を有し、豊かな自然環境の核として高密度に集積しています。

また、東大寺、興福寺、春日大社をはじめ、八世紀から連綿と続く歴史を有する神社仏閣等の文化財も高密度に集積し、かつ、現代に受け継がれる伝統的な行催事のあるなど、古都の歴史・文化を今に伝える重要な役割を果たしています。

さらに、これまでの施設の整備、改良等により各所に公園の資源が集積しているとともに、大きく育った松、桜等の植栽樹木が周辺施設と相まって、美しい風致景観を創出しています。

したがって、奈良公園周辺の整備において、奈良公園における自然資源、歴史・文化資源、公園資源、並びにこれら各資源が融合した独自の風致景観の価値を踏まえた利活用を検討する必要があります。

次に、記紀・万葉プロジェクトの推進についてであります。

記紀・万葉プロジェクトは、『古事記』完成一三〇〇年にあたる平成二十四年から『日本書紀』完成一三〇〇年の平成三十二年をつなぐ九年間にわたり、「記紀・万葉集」をはじめ、そのほか連綿と受け継がれてきた様々な文献、地域の伝承などを含む豊かな歴史素材を活用し、現代と古代、古代と未来、そして、一人ひとりが楽しみながら、歴史とのつながりを実感する「本物の古代と出会い、本物を楽しめる奈良」の実現を目指して取り組まれており、各市町村や観光振興に関わる民間団体等に対して、情報発信を行い、記紀・万葉プロジェクトの盛り上げを図る必要があります。

また、記紀・万葉にかかわる地域のハード整備を含む観光環境の整備に努める必要があります。

さらに、日本の歴史のふるさと、奈良へ行けば歴史のすべてがわかる、始まりがわかるというイメージを、日本全国に定着させる必要があります。

次に、観光情報の発信についてであります。

観光情報の発信においては、地元の人にしかわからない、行政の人にしかわからないような情報の発信ではなく、観光地の状況を的確にわかりやすく提供する必要があります。また、的確にわかりやすい情報を提供することは、風評被害対策にも効果があります。

また、観光客に県内各地をめぐってもらうことが県の観光案内事業の一つの大きな柱であり、あまり知られていない観光資源など県内の情報をくまなく発信することにより、県内各地に観光客を誘導していく必要があります。それには、観光ガイドの知識や、案内技術のスキルアップも必要であり、現地に習熟するとともに、系統的・継続的な研修を行う必要があります。

さらに、奈良マラソンなどスポーツイベントなどのテレビ放映を活用して、奈良の観光地や風景等を紹介するなど、メディアを活用した情報発信をする必要があります。

次に、国際交流の促進についてであります。

歴史的、文化的にも関係の深い中国陝西省や韓国忠清南道と友好提携協定が締結され、伝統芸能や音楽、スポーツ等を通しての友好交流が本格的に行われています。中国や韓国といった東アジア諸国との友好関係を築く上で、東アジア各地域の歴史と文化にはぐくまれた多様性を尊重しつつ、相互の理解に基づく交流が必要であります。今後、友好交流において、多くの分野における交流の中でも、特に一三〇〇年にわたり継承し、発展させてきた奈良県の歴史と文化を通じた観光の視点で促進する必要があります。

また、県内在住の外国人や留学生等のために多言語による相談や情報提供などの支援事業を引き続き、観光振興の一つと位置づけて、取り組む必要があります。

以上が調査報告書の概要であります。

最後に、本委員会に付託された事件は、県の政策課題の一つである経済の活性化に位置づけられおり、重要かつ広範囲にわたるものであります。県の役割をしっかりと認識し、リーダーシップを発揮するとともに、地域において観光振興に意欲を持つ人たちが、地域の観光資源を生かしながら、創意工夫を凝らした地域ならではの観光振興に取り組むことができるよう、それぞれの地域において観光振興に取り組む民間中心の組織の育成と活動への支援を行うなど、ポスト一三〇〇年祭の観光振興に努められたいことを強く要請するものであります。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（上田悟） 次に、地域医療体制整備促進特別委員長の報告を求めます。一一二七番森川喜之議員。

◆二十七番（森川喜之） （登壇）本委員会は、高度医療拠点病院（県立医科大学附属病院・県立奈良病院）の整備に関すること、地域の医療連携体制の構築に関すること、救急医療体制の充実に関することについて調査することを目的として平成二十三年五月二十日に設置されたものであります。

本委員会における調査の経過及び結果につきましては、お手元に配付されております調査報告書のとおりであります。主なものについて、その概要を申し上げます。

最初に、調査経過について申し上げます。

本委員会は、設置以来十五回にわたり委員会を開催し、関係部局の説明を聴取するとともに、県内における取り組みなどの調査活動を実施してまいりました。

次に、調査結果の概要について申し上げます。

本委員会は、新県立奈良病院の整備、奈良県立医科大学附属病院の整備、救急医療体制の充実、南和地域の医療体制、そして、医師・看護師の確保対策、以上五つの視点で調査を行ってまいりました。

その調査結果については、北和地域と中南和地域に拠点病院をつくることにより、奈良県全体の断らない救急医療を実現させるとともに、医師・看護師不足を解消して県民が安心できる医療体制を構築することについて、取りまとめることといたしました。

まず、医療政策全般についてであります。

奈良県では、県民が安心できる医療体制の構築について取り組んできたところでありますが、おのおのの事業には多額の費用が必要であり、後年度にも負担が残ること及び、今後の県の財政も引き続き厳しい状況にあると考えられることから、整備費、運営コスト面も含めた年次計画を明らかにする必要があります。

また、県立二病院の経営形態の見直しにより、独立行政法人化の準備を進めており、今後、新県立奈良病院、県立三室病院の一般地方独立行政法人化に当たっては、メリット、デメリットを勘案し、効率的な運営形態を研究するとともに、地域の住民の願いにも十分配慮しながら、公的病院の役割もしっかりと担っていくような体制を維持する必要があります。

次に、新県立奈良病院の整備についてであります。

新病院は、平成二十八年度中の開院を目指して、移転、建てかえの準備が進められておりますが、整備予定地における環境影響調査の実施結果に基づき、その整備等に当たっては、動植物への影響、ドクターヘリの騒音による住環境等への影響、景観への影響について、可能な限り配慮した計画を進めるとともに、周辺住民に十分な説明を行う必要があります。

また、新病院は、「救命救急」「がん」「周産期」「小児医療」「精神医療」「糖尿病」「災害医療」の機能を、地域医療を支える七つを柱としており、その柱の一つである「がん」に関して、がんは日本人の死亡原因一位となっているため、最高のがん治療が可能な機器整備と緩和ケアなどの専門スタッフの養成・配置等を行い、また、がん医療の拠点としての高度化を図るために、研究部門を充実する必要があります。

新病院へのアクセスについては、県道枚方大和郡山線、城廻り線などの整備に取り組んでいるところでありますが、新病院の開院に合わせて整備が完了できるよう努力するとともに、近鉄西ノ京駅からのアクセスについても、地域住民及び奈良市との協議を促進し、早急に具体的な計画を立てる必要があります。

また、移転後の県立奈良病院の跡地利用については、住みなれた地域で安心して住み続けられるよう、身近な医療機能の導入に加え、予防・介護・健康づくりなどが連携した先進的な取り組みを検討する必要があるとともに、医療と福祉が連携したまちづくりの検討に当たっては、周辺住民、奈良市及び地元医師会等と、十分な合意形成を図り計画を進める必要があります。

次に、奈良県立医科大学附属病院の整備についてであります。

現在整備中である（仮称）中央手術棟は、「進歩する先端医療に対応可能な汎用手術室の整備」「総合的ながん治療を進めるため、放射線治療や化学療法等の施設等を集約」などを

基本方針としており、奈良県の中核病院として、高度先進医療、がん医療、救急医療等のみならず、不採算医療も含めたさらなる診療機能の充実を図る必要があります。

また、奈良県立医科大学周辺のまちづくりについては、「医療を中心としたまちづくりゾーン」と、「教育・研究ゾーン」の調整が進められておりますが、教育部門の移転については、橿原市との協議を十分に行いながら、進捗状況が地域住民に見えるような形で取り組む必要があります。

次に、救急医療体制の充実についてであります。

軽症の救急患者に対応する一次救急医療は、各市町が休日夜間応急診療所や在宅当番医制により体制整備を図っておりますが、未整備の地域や診療の行われていない時間帯があるなど体制が十分ではないため、小児科などの特定診療科を含めた一次救急医療体制を充実させる必要があります。

救急搬送については、平成二十五年四月から救急患者受け入れの可否の提供がリアルタイムにできるように「奈良県救急医療管制システム」を組み込んだiPadを消防機関に続いて医療機関に導入しており、これによる救命効果を高めるため、正確な応需情報と搬送ルールに基づき、速やかに適正な医療が受けられる体制を整備する必要があります。

県内の分娩取扱医療機関では、母体、胎児また新生児の急変により高度医療機関への搬送が必要となることがあり、新生児搬送用ドクターカーの運用により、新生児仮死重症化の予防や症状の軽減、また搬送元医療機関においては、治療形態を確保することができるため、早期の運用開始に向けて手続きを進める必要があります。

救急医療においては、山間地域が多い奈良県では、救急車による搬送でも一時間以上を要するところもあるため、ドクターヘリの運用が非常に有効であり、現在は和歌山県と大阪府のドクターヘリを共同利用するという形で運航しておりますが、今後、県独自のドクターヘリ導入検討に当たっては、先進県等の調査・研究を十分に行い、効率的な運営形態を確立する必要があります。

県はこのように地域医療再生計画に基づいて、救急医療を充実させるための事業に取り組んでいますが、県のこのような取り組みをあらゆる機会を通して発信し、県民の参加と協力のもとに充実していくことが必要であります。

次に、南和地域の医療体制についてであります。

県は南和医療圏の地域医療再生における目標として、限りある医療資源で「断らない救急の実現」をはじめ、南和公立三病院の機能を平成二十七年度をめどに再編する予定であり、これらの整備に当たっては、南和地域公立病院新体制の整備に関する情報を地域住民に積極的に提供するとともに、へき地診療所も含めた南和地域の医療体制の再構築に努めることが必要であります。

また、これらの病院に勤務する医師・看護師のための住環境等の整備を検討することも必要であります。

次に、医師・看護師の確保対策についてであります。

奈良県の医療施設従事医師数は、平成二十二年十二月末現在で、平成二十年度から約３％増加しており、県内で就業する看護師数及び准看護師数も、平成二十年からの増加率は全国平均を上回っております。

本県の看護職員の離職率についても、平成二十一年度以降全国平均を下回り、新人看護職員の離職率については、全国三位まで改善するなど、一部の状況については、一定の成果は上がっておりますが、県民の医療ニーズにこたえるためには、今なお、医師の偏在、看護師の不足などの課題は多いことから、奨学金制度の拡充等、確保に向けたさらなる取り組みの充実を図る必要があります。

また、疾病構造の変化、医療の高度化・専門化、在宅医療のニーズの高まりなどに伴い、看護職に求められる役割は大きくなってきており、看護職員が挙げる離職理由の上位には、結婚・出産・育児などのライフステージの変化によるものだけでなく、職場の人間関係・勤務時間が長い・休暇が取れないなどの労働環境に関するものも挙げられているため、今後も引き続き、特定診療科に従事する医師の給与等も含めた処遇改善や看護師の働きやすい環境づくりのための保育所、寮などの生活関連施設の拡充など、一層の取り組みを進める必要があります。

また、新県立奈良病院等においては、医師・看護師等が現場の実践を通してキャリアアップできるような魅力ある病院となるよう取り組む必要があります。

以上が調査報告書の概要であります。

最後に、本委員会に付託された事件は、県の政策である医療の充実に位置づけられており、重要かつ広範囲にわたるものでありますが、電話相談窓口の開設及び拡充、奈良臨床研修協議会の運営、救急運搬ルールの策定、看護職員の離職率の低下、ハイリスク妊婦の県内受入件数の増加等の効果がでているものの、引き続き医療体制の構築については調査、研究等が必要であることを要請するものであります。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（上田悟） 次に、地域交通対策等特別委員長の報告を求めます。――二十三番安井宏一議員。

◆二十三番（安井宏一） （登壇）本委員会は、地域交通対策及びリニア中央新幹線に関することについて調査することを目的として、平成二十三年五月二十日に設置されたものであります。

本委員会における調査の経過及び結果につきましては、お手元に配付されております調査報告書のとおりであります。主なものについて、その概要を申し上げます。

最初に、調査経過について申し上げます。

本委員会は、設置以来十七回にわたり委員会を開催し、関係部局の説明を聴取するとともに、県内、県外における取り組みや先進事例などの調査活動を実施してまいりました。

次に、調査結果の概要について申し上げます。

本委員会は、奈良県交通基本戦略に基づく地域交通対策として、来訪者をもてなす質の高い交通環境の創出、安心歩行空間の整備、安心して安全な移動手段の確保、自転車の利用促進と走行時の安全性確保、そして、リニア中央新幹線建設促進、以上五つの視点で調査を行ってまいりました。

その調査結果については、本県の地域交通が、大和平野地域を中心とした平野部を鉄道及び路線バスによる公共交通により整備され、山間部は路線バスが重要な役割を果たしている中で、観光交通等も含め、移動ニーズに応じた交通サービスの提供など、地域特性に応じた交通環境の充実について、取りまとめることといたしました。

まず、来訪者をもてなす質の高い交通環境の創出についてであります。

道路は、人の移動や物資の輸送に不可欠な基本的な社会資本であり、社会・経済の発展や県民生活の向上に大きく影響します。しかしながら、本県の道路は、幹線道路、さらには生活道路も含めて、他府県と比べて整備がおくれている状況にあります。

また、全国でも有数の観光地であることから、春・秋の観光シーズンを中心に多数の観光客が訪れるため、平日の朝夕の通勤ラッシュによる交通渋滞と併せて、休日には観光地でも交通渋滞などが発生しています。

特に、奈良市市街地のほか、北部地域については、公共交通機関の利用を中心とした観光交通体系の整備、いわゆる自家用自動車から公共交通への利用転換を図るとともに、中心市街地外でのパーク・アンド・バスライド駐車場の設置とシャトルバスの運行、さらにコミュニティバスや路線バスなど交通手段相互のネットワーク化等について検討する必要があります。

次に、安心歩行空間の整備についてであります。

奈良県管理道路の歩道整備率は低く、交通施設等のバリアフリー化も進んでいません。また、生活に身近な歩行空間として、歩道のない通学路が多く残っています。さらに本県は数多くの観光地を有し、多くの観光客が来訪していますが、観光地周辺での案内表示などの観光情報が十分に提供されていない状況にあります。

今後、通学路を含む歩道整備においては、市町村、学校、警察や地域と連携し、事故が多発する危険箇所を優先的に整備し、歩道整備率の向上に努める必要があります。また、歩行者の視点に立った整備として、歩行時の高齢者等が休憩できる施設の設置や周遊する観光客を観光地に誘導できる観光案内情報の提供方法について検討する必要があります。

さらに、歩道整備に当たっては、沿道建築物の建てかえや日常生活に利用している土地が滅失する場合もあることから、沿道地権者や地域住民に歩道整備の必要性や重要性についての理解を深めていただくよう、十分に説明し、協力が得られるよう取り組む必要があります。

次に、安心して安全な移動手段の確保についてであります。

少子高齢化の進展による公共交通、特にバス利用者の減少により、採算性の低いバス路線の休廃止や減便が進むなど、平野部を含めて、県内全域で公共交通の空白地域が広がり、

買い物難民という言葉で表現されるように、日常生活における移動が困難な状況が生まれています。

地域の公共交通を確保するため、市町村が主体となってコミュニティバス等が運行され、その路線数も増加していますが、その利用者数は少なく、運行する市町村の財政負担が大きくなりつつあります。

公共交通は、地域の経済社会活動の基盤をなし、高齢者をはじめ地域住民の自立した日常生活や社会生活の確保、観光交流など地域間交流の促進による地域の活性化に資するものであります。

地域の生活交通を維持・確保するとともに、住民のニーズに対応した効率的な運行の促進と、地域が一体的となって参画する取り組みに対して支援を行う必要があります。また、鉄道、病院、学校へとつなげるバス交通など、市町村域を越える広域的な移動の確保については、県が、国、関係市町村、公共交通事業者、地域住民、地元企業、NPO等と連携し検討する必要があります。

次に、自転車の利用促進と走行時の安全性確保についてであります。

県においては、広域的な周遊観光を促し、県内における滞在型観光の拡大による観光振興や地域活性化を目指すとともに、県民の健康増進や環境にやさしいまちづくり等を進めるため、平成二十二年十二月に「奈良県自転車利用促進計画」を策定し、自転車の利用促進と走行時の安全性確保に取り組まれているところであります。

自転車は、自動車、バスよりも小回りがきき、徒歩よりも行動範囲が広いという特徴から周遊観光の移動手段として利用がふえています。また、健康面、環境対策の面からも自転車利用への期待が高まっています。

自動車よりも自転車による周遊観光がより滞在時間が長くなり、滞在型観光への誘導となるよう、観光地間を結ぶ広域的な自転車利用ネットワークの整備をはじめ沿道の観光情報が提供できるよう、観光案内板などの観光案内施設の充実を図るとともに、事故のない安全な自転車利用環境を確保する必要があります。

次に、リニア中央新幹線建設促進についてであります。

リニア中央新幹線は、東京・名古屋・大阪間の時間距離を大幅に短縮し、関東、中部、近畿の各地域間の交流・連携を一層強化するもので、わが国の新たな国土の大動脈として、経済社会を支え、東京・大阪間の二重系化による災害に強い国土の形成、ゆとりある生活の実現に大きく貢献するとともに、内陸部における発展を促進する極めて重要な社会基盤であります。また、持続可能な地域の形成、エネルギー問題、環境問題においても、すぐれた特性をもつ大量高速輸送機関として期待されています。

本県は、全国に三つある空港も新幹線駅もない県の一つで、国土軸からも離れていることから観光客も大阪や京都から入ってくる状況にあります。また、南部地域は、奈良市内からも遠いところにあります。このような状況の中で、リニア中央新幹線の高速交通体系につながることは、そこから県内に広がる効果は大きく、それらを活用し、奈良県、紀伊

半島をはじめ、関西圏全体の経済の発展や東海地震などの災害リスクへの備えにもつながるものと期待できます。

今後、中間駅設置場所の決定にあたり、文化財の保存、景観や環境への影響に考慮し、事業主体であるＪＲ東海、国土交通省などと調整しながら取り組む必要があります。

以上が調査報告書の概要であります。

最後に、本委員会に付託された事件は、少子高齢化等が進む中で、県民が安心して暮らせる環境や社会参加の機会を確保するため、誰もが安全に、かつ、快適に利用できる交通環境をつくることであり、今後、増加が見込まれる移動制約者への対応や県への来訪者の増加に向けた移動環境の改善等、移動に係る社会的な課題であります。

公共交通の維持運営が困難な状況並びに日常生活及び社会生活を営む上で、路線バス、鉄道、市町村が運営するコミュニティバスなどの公共交通を必要とする県民及び来訪者の増加が見込まれる中、道路環境及び自然環境に配慮しつつ、過度に自家用自動車に依存することなく、地域の実情に適した公共交通により円滑に移動することのできる持続可能な社会の実現が求められています。

全ての県民が健康的で文化的な日常生活及び社会生活を営むため、不便や不自由を感じることのない移動環境の確保を社会インフラと位置づけ、県、市町村、公共交通事業者等、県民が相互に連携し、協力しながら、公共交通をつくり上げていくことが必要であるとして、今定例会に県が公共交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「奈良県公共交通条例」を委員会提案することに至りました。

今後においても、安心かつ安全な移動手段の確保や交通サービスの提供を推進するとともに、環境に配慮した交通体系の実現に向けた取り組みを一層推進されたいことを強く要請するものであります。

なお、本調査報告をまとめる過程において、リニア中央新幹線が財政や沿線の環境に及ぼす影響を懸念するとの意見があったことを付記するものであります。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（上田悟） 次に、過疎・南部地域振興対策特別委員長の報告を求めます。――三十八番秋本登志嗣議員。

◆三十八番（秋本登志嗣） （登壇）本委員会は、過疎地域自立促進計画の推進に関すること、南部振興計画及び東部振興計画の推進に関すること、水資源・へき地教育に関することについて調査することを目的として平成二十三年五月二十日に設置されたものであります。

本委員会における調査の経過及び結果につきましては、お手元に配付されております調査報告書のとおりであります。主なものについて、その概要を申し上げます。

最初に、調査経過について申し上げます。

本委員会は、設置以来十七回にわたり委員会を開催し、関係部局の説明を聴取するとともに、県内における取り組みや、紀伊半島大水害の被災地の現状などの調査活動を実施してまいりました。

次に、調査結果の概要について申し上げます。

本委員会は、復旧・復興対策、土砂災害対策、道路整備、森林整備等、へき地医療の充実、そして、奈良の漢方薬の振興の、六つの視点で調査を行ってまいりました。

その調査結果については、南部地域及び東部地域において、雇用機会の創出や農林業等の振興により、就業の場を確保するとともに、医療の充実や生活交通の確保により、安全・安心な暮らしを実現し、併せて、観光交流や移住・定住の促進により、にぎわいと活力を高めることについて、取りまとめることといたしました。

まず、復旧・復興対策についてであります。

県においては、百年の計に立ち「災害に強く、希望の持てる」地域を目指すことを基本方針として、平成二十三年度から平成三十二年度までの十年間を計画期間とする奈良県紀伊半島大水害復旧・復興計画を策定し、復旧・復興に向けて取り組まれているところであります。

本委員会においては、災害発生直後に関係する委員会とともに合同委員会を開催し、被害の状況等の説明を受けるとともに、これまでの調査、検討の中で、災害発生への対応、被災地のまちづくり、観光振興、そして防災教育において、種々の措置を講じるよう求めたところです。

次に、土砂災害対策についてであります。

今回の災害を踏まえて、深層崩壊による大規模な崩壊について、国土交通省と連携して、被災のメカニズム等を共同研究し、市町村とともに警戒避難体制の見直しや森林整備を進める必要があります。また、山津波、川津波について分析するとともに、精力的に危険箇所等の現状把握とあわせて、危険箇所を発見したときは即刻対処する姿勢を確立する必要があります。堆積土砂については、土砂の活用方法を工夫しながら、できるだけ早く土砂除去を進める必要があります。

次に、道路整備についてであります。

安心・安全に生活ができるよう、トンネルや橋を組み合わせた規格の高い道路の整備を推進するとともに、特に、災害に強く、救命救急活動や物資輸送等の役割を担う紀伊半島アンカールートを早期に整備する必要があります。

また、東京方面等から十津川村の温泉を求めて来訪する観光客がふえていることから、アクセス道路及び周辺道路の整備を充実させ、さらに下北山村、上北山村につながる道路を整備するなど、南部地域の振興に向けた道路整備を行う必要があります。

次に、森林整備等についてであります。

木材生産林と環境保全林との区分を徹底し、木材生産林に対しては利用間伐を推進するとともに、環境保全林には適切な手入れがされていない人工林について強度間伐等の公的整備を進めるなど、適切な森林整備に努める必要があります。

また、県産材の利用促進では、県の公共建築物における木材の利用促進に関する方針を定めるとともに、県産材の利用など住宅における木材利用、公共事業に係る工作物における県産木材の利用等の推進及び木質バイオマス等再生可能エネルギーへの取り組みに引き続き努める必要があります。

次に、へき地医療についてであります。

地域医療再生計画により、南和地域の医療は、公立病院と公立診療所のネットワークをつくるとともに、あらゆる患者への対応が求められる山間部においては、「まず診る」という姿勢と幅広い診療能力を持った総合医を育てる必要があります。そのため県立医科大学と連携し、南和の三病院やへき地診療所を十分活用しながら、総合医を育てていく必要があります。

南和地域の公立病院の再編をはじめ、へき地医療における医師の確保など医療提供体制を整備する必要があります。特に、南和地域で出産ができる体制づくりが必要であります。

最後に、奈良の漢方薬の振興についてであります。

奈良の漢方薬、日本最初の売薬と言われる陀羅尼助をはじめ寺院の施薬、頒薬として古い歴史があります。原料の豊富さと寺院などではぐくまれ、優良な生薬を利用した置き薬の産業が興り、家庭薬として受け継がれた奈良の薬は、現在、御所市、高取町、橿原市を中心に医薬品の製造と配置販売が重要な地場産業となっています。また、薬用植物も宇陀市、五條市、吉野郡などで栽培や採取が行われています。

漢方薬の振興は、中南部地域及び東部地域の振興に深くかかわるもので、今後、医療の分野及び産業振興の分野で、積極的な取り組みを進める必要があります。

以上が調査報告書の概要であります。

最後に、本委員会に付託された事件は、過疎地域及び南部・東部地域の振興であり、当該地域におきましては、若者が流出するとともに高齢化が進み、地域の主産業である農林業の停滞や、生活に必要な下水道、情報通信施設などのインフラ、医療・保健や住民の生活交通など、住民の生活基盤で都市地域に比べ格差を残しています。さらに紀伊半島大水害からの復旧・復興への取り組みについてもこれから本格化していくことから、今後も、過疎地域及び南部・東部地域の振興に努められたいことを強く要請するものであります。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（上田悟） ただいまの特別委員長報告をもって、各特別委員会の調査を終了します。

○議長（上田悟） 次に、三十六番新谷紘一議員より、意見書第六号、一般用医薬品販売制度に関する意見書決議方の動議が提出されましたので、新谷紘一議員に趣旨弁明を求めます。――三十六番新谷紘一議員。

◆三十六番（新谷紘一） （登壇）意見書第六号、一般用医薬品販売制度に関する意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

△意見書第六号

一般用医薬品販売制度に関する意見書（案）

今、国においては、薬事法における一般用医薬品のインターネット等による販売規制について新たなルール作りの審議が行われているが、医薬品は疾病の治療等に用いられる一方、本質的に人の身体にとって異物であり、不適正な使用や副作用等による健康被害の可能性が常に存在している。従って、その適正、安全な使用のためには、薬剤師等の医薬品の専門家が医薬品の使用者の健康状況等を把握の上、医薬品の選択についてアドバイスし、この購入者の状況に応じて必要、かつ的確な情報を提供することが可能であることが必要である。また、使用後、なんらかの副作用等の身体的事象等が発現した場合、薬剤師等の指導により速やかな対応が可能であることが必要である。

しかしながら、インターネット販売サイトは匿名性が高く、責任の所在が不明確である等から、これを解禁している諸外国では、偽造医薬品の横行と健康被害が大きな問題となっていることが伝えられている。

国は、ネット等による販売規制について、不適正な使用や副作用等による健康被害に留意し、慎重にルールを作るよう要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十五年七月五日

奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようによろしくお願いをいたします。ありがとうございました。

○議長（上田悟） 四十番中村昭議員。

◆四十番（中村昭） ただいま新谷紘一議員から提案されました意見書第六号、一般用医薬品販売制度に関する意見書（案）に賛成します。

○議長（上田悟） 四十四番川口正志議員。

◆四十四番（川口正志） ただいま提案されました一般用医薬品販売制度に関する意見書に賛成いたします。

○議長（上田悟） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よって、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第六号については、三十六番新谷紘一議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（上田悟） 次に、十五番森山賀文議員より、意見書第七号、交通基本法案の早期成立を求める意見書決議方の動議が提出されましたので、森山賀文議員に趣旨弁明を求めます。――十五番森山賀文議員。

◆十五番（森山賀文） （登壇）意見書第七号、交通基本法案の早期成立を求める意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

△意見書第七号

交通基本法案の早期成立を求める意見書（案）

交通は、国民生活及び経済活動にとって不可欠な基盤である。しかし、交通に関する基本的な取り組みについての骨格となる枠組みが存在しないため、個々の分野での個別・縦割りの対応に終始している。一方で、人口減少・少子高齢化の進展、いわゆる限界集落の存在や買い物難民の増加など地域コミュニティの崩壊、わが国の経済力の相対的立場の低下、地球温暖化など環境問題への対応など、交通を取り巻く社会経済情勢は著しく変化している。さらに、現在の厳しい財政状況の中、効率的な社会資本整備が求められており、交通分野における陸海空の特性に応じた役割分担を明確化するために、総合交通体系を確立することが極めて重要な課題となっている。

このような交通分野の諸課題に対して、交通に関する基本的施策を包括的に示すことにより、国・地方公共団体・事業者・国民が一体となって総合的かつ効率的に取り組みを推進させなければならない。既に地域交通に関わる基本的施策を実現するための枠組みを独自につくる地方公共団体も広がり、奈良県においても、この七月に「奈良県公共交通条例」を制定するなど、その積極的な推進に取り組んでいるところである。

今後、地域の公共交通の役割はさらに重要性を増していく。交通がその機能を十分に発揮し、真に活力ある地域や経済社会をつくっていくためにも、交通に関する施策を総合的に再構築し、これを計画的に進めていかなければならない。その骨格となる交通基本法の制定は待ったなしの状況にある。

よって、国におかれては、交通基本法案の早期成立に取り組まれるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十五年七月五日

奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（上田悟） 十番大坪宏通議員。

◆十番（大坪宏通） ただいま森山賀文議員から提案されました意見書第七号、交通基本法案の早期成立を求める意見書に賛成いたします。

○議長（上田悟） 十一番田中惟允議員。

◆十一番（田中惟允） ただいま森山賀文議員から提案されました意見書第七号、交通基本法案の早期成立を求める意見書（案）に賛成します。

○議長（上田悟） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よつて、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第七号については、十五番森山賀文議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（上田悟） 次に、二十九番今井光子議員より、意見書第八号、てんかん患者とその家族への支援を求める意見書決議方の動議が提出されましたので、今井光子議員に趣旨弁明を求めます。――二十九番今井光子議員。

◆二十九番（今井光子） （登壇）意見書第八号、てんかん患者とその家族への支援を求める意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

△意見書第八号

てんかん患者とその家族への支援を求める意見書（案）

てんかんは脳の慢性疾患であり、脳神経の一部が一時的に過剰に活動し、それが意識障害、けいれんなどの発作となつてあらわれる病気である。全国に百万人の患者がおり、医療の進歩、早期診断・早期治療により、約七十%の患者が発作に悩まされない生活を送っているが、現代の医療では発作を止められない患者や、適切な治療を受けるに至っていない患者も多く存在する。

また、発作の止まっている患者であっても、再発の不安ストレスによる精神疾患、医療費、学校や仕事の問題など様々な悩みを抱えている。さらに、根深く残っている誤解や偏見から、修学、就労、結婚などで差別的な扱いを受け、苦しめられている患者も多い。

一九九七年より世界保健機構（WHO）、国際抗てんかん連盟（ILAE）、国際てんかん協会（IBE）の共催による世界的キャンペーンが行われるなど、てんかんに関する理解と福祉の向上が国際的に広がりつつあるが、日本国内では十分ではなく、いまだに多くの患者が苦しめられている。二〇〇八年に招集された第一六九回通常国会で、日本てんかん協会が提出した請願五項目が採択されたものの、具体化にいたっていない現状である。

よつて、政府においては、次の項目を具体化されることを求める。

- 一 （啓発）てんかんについての国民的理解を広げるための広報につとめること
- 二 （福祉）障害程度区分の判定にてんかん障害特性を反映させ、てんかん患者の福祉向上につとめること
- 三 （労働）てんかんにより自動車運転などが困難な患者の就労を促進するため、自動車運転免許を必要としない職種への配置を指導・援助するなど、就労支援につとめること
- 四 （交通）現在、「療育手帳」「身体障害者手帳」で適用されている交通運賃の減額制度を、てんかん患者も利用できる「精神障害者保健福祉手帳」にも適用するようつとめること
- 五 （医療）系統的なてんかん専門医の育成と、地域における日常医と専門医の連携など、てんかん医療の充実につとめること
- 六 （教育）教員向けの研修に、てんかんに関する教育課程を設けること。また、保健体育の時間に疾患の特性などを学ぶカリキュラムを含めること

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十五年七月五日

奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願いいたします。

○議長（上田悟） 一番宮木健一議員。

◆一番（宮木健一） ただいま今井光子議員から提案されました意見書第八号、てんかん患者とその家族への支援を求める意見書（案）に賛成します。

○議長（上田悟） 六番尾崎充典議員。

◆六番（尾崎充典） ただいま今井光子議員から提案されました意見書第八号、てんかん患者とその家族への支援を求める意見書（案）に賛成します。

○議長（上田悟） ただいまの動議は、正規の賛成があって成立しました。

よって、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第八号については、二十九番今井光子議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（上田悟） 次に、四十三番梶川虔二議員より、意見書第九号、「原発事故子ども・被災者支援法」に基づく具体的施策の早期実施を求める意見書決議方の動議が提出されましたので、梶川虔二議員に趣旨弁明を求めます。――四十三番梶川虔二議員。

◆四十三番（梶川虔二） （登壇）意見書第九号、「原発事故子ども・被災者支援法」に基づく具体的施策の早期実施を求める意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

△意見書第九号

「原発事故子ども・被災者支援法」に基づく具体的施策の早期実施を求める意見書（案）

平成二十四年六月二十一日に超党派の議員により提案された「原発事故子ども・被災者支援法」（正式名称「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」）が、衆議院本会議において全会一致で可決成立した。

この支援法は、一定の線量以上の放射線被ばくが予想される「支援対象地域」からの避難、居住、帰還といった選択を、被災者が自らの意思によって行うことができるよう、国が責任を持って支援しなければならないと定めている。すなわち、原発事故で避難した方には国の避難指示のある・なしにかかわらず、移動・住宅・就学・就業、移動先自治体による役務の提供を、避難しない方には医療・就学・食の安全・放射線量の低減・保養を支援すること、さらに家族と離れて暮らすことになった子どもに対する支援を定めたものである。

しかし、法の条文には「支援対象地域」の具体的な範囲設定についてはうたわれていない。また、本法律は総じて理念法の色彩が濃く、直ちに予算措置された個別施策が実施されるわけではなく、支援施策の詳細についても定められていない。

本法律の理念を実現する上で、一日も早く「基本方針」を策定することが不可欠であり、「基本方針」策定の過程においては、被災者・避難者らの参加を実現し、真に必要な施策がなされるような配慮が必要である。

よって、国会及び政府に対し、次の事項について早期に実現するよう強く要請する。

- 一 公衆の追加被ばく限度である、年間一ミリシーベルトを超える放射線被ばくを余儀なくされている地域全体を「支援対象地域」とすることに考慮すること
- 二 原発事故によってこれまでの生活を奪われ、被災生活を余儀なくされている方々、特に子どもたちの力となるよう、基本方針を一日も早く定め、被災者の声を反映した実効性のある具体的な支援策を早期に実施すること
- 三 健康被害の未然防止の観点から、定期的な健康診断や、医療費の減免に関する規定の実施を早期に行うこと

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十五年七月五日

奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願いをいたします。

○議長（上田悟） 十三番畠真夕美議員。

◆十三番（畠真夕美）　ただいま梶川虔二議員から提案されました意見書第九号、「原発事故子ども・被災者支援法」に基づく具体的施策の早期実施を求める意見書（案）に賛成します。

○議長（上田悟）　十七番山村幸穂議員。

◆十七番（山村幸穂）　ただいま梶川虔二議員から提案されました意見書第九号、「原発事故子ども・被災者支援法」に基づく具体的施策の早期実施を求める意見書（案）に賛成します。

○議長（上田悟）　ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よつて、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第九号については、四十三番梶川虔二議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

しばらく休憩します。

△午後二時五十二分休憩

△午後五時三分再開

○議長（上田悟）　休憩前に引き続き会議を開きます。

議事審議の都合により副議長と交代します。

（副議長高柳忠夫、議長上田悟にかわり議長席に着く）

○副議長（高柳忠夫）　次に、二十番上田悟議員から議長の辞職願が提出されましたので、この許可の件を議題とします。

お諮りします。

二十番上田悟議員の議長辞職を許可することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認めます。

よつて、上田悟議員の議長辞職は、許可することに決しました。

次に、上田悟議員のごあいさつがあります。

◆二十番（上田悟）　（登壇）議長を辞任するに当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

昨年の六月定例県議会におきまして、多数の議員各位のご推挙によりまして、議長の要職につかせていただき、この間、議員の皆様方をはじめ理事者の皆様方の温かいご支援、

ご協力を賜り、微力でございましたが、その大任を果たすことができましたこと、心から厚く御礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

今後とも、県勢発展のため努力してまいりたいと存じます。これまで同様ご指導ご鞭撻をお願い申し上げ、簡単ではありますが、辞任のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（高柳忠夫） ただいまより議長選挙を行います。

なお、選挙の方法は、投票によることとします。

次に、会議規則第二十四条の規定により議場の出入口を閉鎖します。

（議場閉鎖）

なお、ただいまの出席議員数は四十四人であります。

次に、投票点検のため、

一番	宮木健一議員
二十四番	奥山博康議員
二十七番	森川喜之議員

の三人を立会人に指名します。

被指名人にご異議はないものと認めます。

次に、投票用紙を配布します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

（投票用紙配布）

投票用紙の配布漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、投票箱を点検します。

（投票箱点検）

異常なしと認めます。

これより投票に移ります。

まず、立会人の方から、ご投票願います。

（立会人投票）

次に、二番井岡正徳議員から、順次ご投票願います。

（各議員投票）

投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって投票を終了します。

次に、投票を点検します。

立会人に点検を願います。

（投票点検）

投票人員四十四人、投票総数四十四票、符合しております。

開票します。

(開票)

開票の結果を報告します。

投票総数四十四票、有効投票四十四票、白票〇票、無効投票〇票です。

有効投票のうち

山下 力議員 二十一票

中村 昭議員 十五票

山村幸穂議員 五票

畠 真夕美議員 三票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は十一票です。

したがって、山下力議員が議長に当選されました。

これをもって、議長選挙を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

次に、ただいまご当選の山下力議員から就任のごあいさつがあります。

◆四十二番(山下力) (登壇)議長就任に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

このたび、多数の議員各位のご支持により、議長に選出いただき、謹んで厚く御礼申し上げます。誠に光栄に存じますとともに、職責の重大さに身の引き締まる思いでございます。

この上は、微力ではございますが、県政の進展と円滑な議会運営のため、最善の努力をしてまいる所存ですので、議員の皆様、並びに知事をはじめ理事者の皆様方には、何とぞ格別のご指導とご鞭撻を賜りますよう心よりお願い申し上げまして、就任のごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

(議長山下力、副議長高柳忠夫にかわり議長席に着く)

○議長(山下力) 次に、二十八番高柳忠夫議員から副議長の辞職願が提出されましたので、この許可の件を議題とします。

お諮りします。

二十八番高柳忠夫議員の副議長辞職を許可することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認めます。

よって、高柳忠夫議員の副議長辞職は、許可することに決しました。

次に、高柳忠夫議員のごあいさつがあります。

◆二十八番（高柳忠夫） （登壇）副議長の辞任に際しまして、一言ごあいさつ申し上げます。

昨年の六月定例議会におきまして、多数の議員の皆様方のご推挙を賜り、副議長に選出いただきました。以来今日まで、議員の皆様方の温かいご指導、ご鞭撻を賜り、また知事をはじめ関係各位のご協力を賜り、副議長の重責を果たすことができましたこと、心より厚く御礼申し上げます、簡単ではございますが、辞任のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

○議長（山下力） ただいまより副議長選挙を行います。

なお、選挙の方法は投票によることとします。

次に、会議規則第二十四条の規定により議場の出入口を閉鎖します。

（議場閉鎖）

なお、ただいまの出席議員数は四十四人であります。

次に、投票点検のため、

一番	宮木健一議員
二十四番	奥山博康議員
二十七番	森川喜之議員

の三人を立会人に指名します。

被指名人に、ご異議はないものと認めます。

次に、投票用紙を配布します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

（投票用紙配布）

投票用紙の配布漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、投票箱を点検します。

（投票箱点検）

異常なしと認めます。

これより投票に移ります。

まず、立会人の方から、ご投票願います。

（立会人投票）

次に、二番井岡正徳議員から、順次ご投票願います。

（各議員投票）

投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって投票を終了します。

次に、投票を点検します。

立会人に点検を願います。

(投票点検)

投票人員四十四人、投票総数四十四票、符合しております。

開票します。

(開票)

開票の結果を報告します。

投票総数四十四票、有効投票四十票、白票四票、無効投票〇票です。

有効投票のうち

井岡正徳議員	二十三票
今井光子議員	五票
乾 浩之議員	四票
畠 真夕美議員	三票
大坪宏通議員	三票
田中惟允議員	二票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は、十票です。

したがって、井岡正徳議員が副議長に当選されました。

これをもって、副議長選挙を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

次に、ただいまご当選の井岡正徳議員から就任のごあいさつがあります。

◆二番（井岡正徳）（登壇）副議長就任に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま多数の議員の皆様のご支援により、副議長に選任いただきましたこと、身に余る光栄であり、心より感謝申し上げます。

この上は、微力ではございますが、議長の補佐役として、奈良県政の進展のために全力で任務に精励してまいり所存でございますので、何とぞ皆様の格別のご指導とご協力を心よりお願い申し上げまして、就任のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

○議長（山下力）しばらく休憩します。

△午後五時四十三分休憩

△午後八時十四分再開

○議長（山下力）休憩前に引き続き会議を開きます。

常任委員会及び議会運営委員会の委員長、副委員長及び委員から、それぞれ辞職願が提出されておりますので、この許可の件を議題とします。

お諮りします。

各委員長、副委員長及び委員の辞職は、これを許可することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決めます。

○議長（山下力） 次に、常任委員会及び議会運営委員会の委員長、副委員長及び委員の選任を議題とします。

お諮りします。

この選任については、議長からの指名推選の方法により、指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決めます。

よって、常任委員会及び議会運営委員会の委員長、副委員長及び委員は、お手元に配布の委員名簿のとおり指名します。

被指名人にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認めます。

よって、それぞれ指名のとおり選任されました。

常任委員会及び議会運営委員会委員名簿

委員会名

委員長

副委員長

委員

総務警察委員会

中野雅史

藤野良次

井岡正徳

森山賀文

乾 浩之

荻田義雄

大国正博

山村幸穂

奥山博康

厚生委員会

小泉米造

山本進章

尾崎充典

畠 真夕美

米田忠則

梶川虔二

小林照代

安井宏一

出口武男

経済労働委員会

岡 史朗

和田恵治

松尾勇臣

森川喜之

中村 昭

神田加津代

今井光子

藤本昭広

建設委員会

田中惟允

辻本黎士

太田 敦

岩田国夫

秋本登志嗣

川口正志

浅川清仁

国中憲治

山下 力

文教くらし委員会

高柳忠夫

粒谷友示

宮木健一

猪奥美里

宮本次郎

新谷紘一

阪口 保

大坪宏通

上田 悟

議会運営委員会

国中憲治

森山賀文

宮木健一
大坪宏通
荻田義雄
和田恵治

大国正博
宮本次郎
岩田国夫
新谷紘一

藤野良次
上田 悟
今井光子

○議長（山下力） 次に、議会運営委員会の閉会中の審査事件について、お諮りします。
このことについては、お手元に配布しております審査事件案のとおり、議会運営委員会に閉会中の審査を付託することとし、その期間は新たに議会運営委員会が構成されるまでとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決めます。

△議会運営委員会の閉会中審査事件（案）

- 一 議会の運営に関する事項について
- 二 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項について
- 三 議長の諮問に関する事項について

○議長（山下力） 次に、二十三番安井宏一議員より、特別委員会に関することについての動議が提出されましたので、安井宏一議員に趣旨弁明を求めます。――二十三番安井宏一議員。

◆二十三番（安井宏一） （登壇）特別委員会の設置について、ご提案申し上げます。

県政各部門のうち、当面特に重要と考える事項について、それぞれ特別委員会を設置し、それらの事業の慎重な審議を行い、県民の負託にこたえるべきであるとする次第であります。

すなわち私は、ここに、

- 一、エネルギー政策の推進に関する事、
- 二、歴史とにぎわい創出による観光振興に関する事、
- 三、子育て支援と少子化対策に関する事、
- 四、病院を核としたまちづくりの推進に関する事、
- 五、南部・東部地域の振興に関する事

の調査及び審査をするため、それぞれ、

- 委員定数九名の「エネルギー政策推進特別委員会」、
- 委員定数八名の「観光振興対策特別委員会」、
- 委員定数八名の「子育て支援・少子化対策特別委員会」、
- 委員定数九名の「病院を核としたまちづくり推進特別委員会」及び
- 委員定数九名の「南部・東部地域振興対策特別委員会」を、

地方自治法第百九条第一項の規定に基づいて設置し、ただいま申し述べました関係諸事業の調査及び審査をそれぞれの委員会に付託することとし、あわせて、当該事業が終了するまでの間、議会閉会中といえども継続して調査及び審査ができるよう議決されんことを望むものであります。

なお、各委員会の委員長、副委員長及び委員の選任は、議長よりそれぞれ指名推選の方法によることの動議を提出するものであります。

よろしく議員各位のご賛同を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（山下力） 十五番森山賀文議員。

◆十五番（森山賀文） ただいま二十三番安井宏一議員から提出されました特別委員会に関する動議につきましては、いずれも県政発展及び県民にとって重要な課題であり、慎重審議を行う必要があると思いますので、これに賛成いたします。

○議長（山下力） 二十五番荻田義雄議員。

◆二十五番（荻田義雄） ただいま二十三番安井宏一議員から提出されました特別委員会に関する動議につきましては、いずれも重要な委員会でありますので、賛成いたします。

○議長（山下力） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よつて、直ちに議題とします。

お諮りします。

特別委員会に関する事については、二十三番安井宏一議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決します。

よって、特別委員会の委員長、副委員長及び委員は、お手元に配布の特別委員会委員名簿のとおり指名します。

被指名人にご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認めます。

よって、それぞれ指名のとおり選任されました。

特別委員会委員名簿

委員会名

委員長

副委員長

委員

エネルギー政策推進

特別委員会

猪奥美里

宮本次郎

井岡正徳

上田 悟

高柳忠夫

中村 昭

阪口 保

安井宏一

和田恵治

観光振興対策

特別委員会

梶川虔二
畠 真夕美
小林照代
岩田国夫
辻本黎士

大坪宏通
森川喜之
粒谷友示

子育て支援・少子化
対策特別委員会
今井光子
宮木健一
藤野良次
奥山博康
出口武男

乾 浩之
米田忠則
藤本昭広

病院を核としたまちづくり
推進特別委員会
荻田義雄
森山賀文
大国正博
山村幸穂

神田加津代
小泉米造

浅川清仁
中野雅史
山本進章

南部・東部地域振興対策特別
委員会
新谷紘一
松尾勇臣
尾崎充典
田中惟允
国中憲治
川口正志

太田 敦
岡 史朗
秋本登志嗣

○議長（山下力） 次に、本日、知事から議案一件が提出されました。
議案送付文の写し並びに議案をお手元に配布しておりますので、ご了承願います。

△財第六十九号
平成二十五年七月五日
奈良県議会議長殿

奈良県知事 荒井正吾

議案の提出について
議第六三号 監査委員の選任について

以上のとおり提出します。

△議第六三号

監査委員の選任について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十六条第一項の規定により、下記の者を委員に選任したいので、その同意を求める。

平成二十五年七月五日提出

奈良県知事 荒井正吾

記

神田加津代

大国正博

○議長（山下力） 次に、議第六十三号を議題とします。

議案については、知事の提案理由説明、質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認めます。

（被選任予定者退場）

議第六十三号「監査委員の選任について」お諮りします。

本案については、原案に同意することに決して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、本案はこれに同意することに決しました。

（被選任者入場）

○議長（山下力） 次に、「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。

本件については、会議規則第九十五条の規定により、お手元に配布のとおり議員を派遣することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決します。

△議員派遣の件

平成二十五年七月五日

次のとおり議員を派遣します。

一 第七回紀伊半島三県議会交流会議への参加

（一）目的

三県に共通する「紀伊半島地域に係る諸課題」について意見交換を行うとともに、当該振興地域に関係する三県議会議員の交流を深めることを目的とする。

(二) 場所

奈良県吉野郡川上村大字迫六九五
ホテル杉の湯

(三) 期間

平成二十五年七月二十六日（金）

(四) 参加者

尾崎充典	太田 敦	田中惟允
岡 史朗	松尾勇臣	今井光子
国中憲治	新谷紘一	秋本登志嗣
川口正志		

二 山形県への観光研修訪問団への参加

(一) 目的

奈良県と山形県の観光関係者との交流を深めるとともに、山形県の観光先進地を訪問し、奈良県の観光地としての魅力向上につなげる。

(二) 場所

山形県山形市ほか

(三) 期間

平成二十五年七月二十九日（月）～七月三十一日（水）までの三日間

(四) 参加者

中野雅史 梶川虔二

三 欧州行政調査派遣

(一) 目的

持続可能な地域主権型社会の構築を目指すため、女性の就労支援、地元循環型エネルギー、地域交通政策など、欧州各国の先進事例を調査し、県政の推進と県民の福祉の向上に資する。

(二) 場所

スウェーデン、ドイツ、フィンランド

(三) 期間

平成二十五年十月二十七日（日）～十一月四日（月）までの九日間

(四) 参加者

猪奥美里	尾崎充典	藤野良次
森山賀文	森川喜之	高柳忠夫

○議長（山下力） 以上をもって今期議会に付議されました議案は、すべて議了いたしました。

よって、本日の会議を閉じます。

○議長（山下力） これをもって、平成二十五年六月第三百十一回奈良県議会定例会を閉会します。

△閉会式

○議長（山下力） （登壇）六月定例県議会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

六月二十四日の開会以来本日まで、議員各位におかれましては、上程されました諸議案をはじめ県政の諸課題を終始熱心に調査、審議をいただき、議案はすべてこれを議了し、ここに閉会の運びとなりましたことは、誠にご同慶にたえません。ここに議員各位のご精励とご協力に対し、心より御礼申し上げます。

また、知事をはじめ理事者各位に対しましては、議会審議に寄せられました真摯な態度に、心から敬意を表しますとともに、審議の過程において議員各位から述べられました意見、要望につきましては、十分尊重され、今後の県政の執行に反映されますよう望むものであります。

本格的な暑さに向かいます折から、皆様におかれましては、お体を十分ご自愛いただき、県勢発展のため一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりにになりましたが、今会期中における報道関係各位のご協力に対し厚く御礼申し上げます。閉会のごあいさつといたします。ありがとうございました。

◎知事（荒井正吾） （登壇）定例県議会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今議会に提案した各議案につきまして、終始熱心にご審議の上、いずれも原案どおり議決または承認していただき、誠にありがとうございました。

審議の過程でいただいたご意見、ご提言等につきましては、これを尊重し、今後の県政運営に反映させるよう努めてまいります。

なお、このたびの県議会におきましては、正副議長はじめ各委員会の正副委員長、委員などの選任を終えられ、ここに新しい県議会の体制を整えられましたことは、誠にご同慶に存じます。

議員各位におかれましては、今後とも県勢発展のため一層ご支援、ご協力いただきますようお願い申し上げます。閉会のごあいさつといたします。ありがとうございました。

△午後八時二十三分閉会

地方自治法第二百三十三条第二項の規定により署名する。

奈良県議会議長 山下 力

同	副議長	井岡正徳
署名議員		山本進章
署名議員		国中憲治
署名議員		辻本黎士